

令和4年度第1回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和4年5月27日（金）
午後1時15分～午後2時00分
- 2 場 所 流山市役所 第2庁舎 301会議室
- 3 招 集 日 令和4年5月9日
- 4 出席委員 中村 悦子、山本 茂、吉田 春美、中久木 典子、
高杉 幹、藍川 治助、石渡 烈人、堀内 龍文、
神田 英子、木川 稔
- 5 欠席委員 福田 芙美子、保田 国伸、笠原 裕司
- 6 事務局 伊藤市民生活部長、吉野市民生活部次長兼保険年金課長、
海老根保険年金課長補佐、伊藤保険年金課長補佐兼収
納係長、山崎国民健康保険係長、遠藤主事
- 7 傍 聴 者 1名
- 8 議 題
 - 1 令和4年度国民健康保険実施計画（案）について
 - 2 令和4年度国民健康保険料収納実施計画（案）について
- 9 配付資料
 - 令和4年度国民健康保険実施計画（案）
 - 令和4年度国民健康保険料収納実施計画（案）
 - 令和3年度流山市国民健康保険条例の改正について（報告）
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時00分
- 11 議事内容 次のとおり

（議長）

これより議事に入ります。

只今の出席委員は、9名（藍川委員途中出席により10名）であります。

流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議は成立していることをご報告いたします。

次に〇〇さんから、傍聴したい旨の申し入れがあり、議長において、これを許可しましたのでご了承願います。

それでは、議題1・2は、関連があると聞いていますので、一括で取り扱うこととして、事務局から合わせて説明をお願いします。
なお説明や、このあとの質疑応答については、着座のままで結構です。
それでは議題に入ります。流山市国民健康保険事業財政健全化計画中間評価について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

私からは、令和4年度流山市国民健康保険実施計画(案)について、ご説明いたします。失礼して着座させていただきます。

令和4年度流山市国民健康保険実施計画(案)につきましても、令和3年度第4回国保運営協議会におきまして流山市国民健康保険事業計画(案)について書面での協議をいただいておりますが、その事業計画に掲げております各重点項目について、事業内容や実施時期をまとめています。

各事業につきましても、従来からの継続事項が多いことから、令和3年度から変更があったものなどについて、ご説明いたします。

資料1の令和4年度流山市国民健康保険実施計画(案)の1ページをご覧ください。

1 適用・適正化対策の推進についてですが、保険料の算定及び国、県等の支出金、交付金の算定の基礎となることから、被保険者の資格に係わる事項を適切に行う必要があるため、(1)適用・適正化調査、(2)未申告者対策、(3)居所不明にかかる実態把握と資格喪失処理、(4)2重加入者の職権による資格の喪失を実施し、適用・適正化を推進します。

(1)の適用・適正化調査、(4)の2重加入者の職権による資格喪失につきましては、令和3年10月からオンライン資格確認システムの本格稼働に伴い、加入届出遅延の疑いがある者の情報が市に提供されることから、当該情報の活用を検討することや、また、資格重複情報についても市に提供されることから、喪失手続きを促す勧奨通知を行います。

加入・喪失手続きにつきましては、郵送での手続きを行うとともに電子申請システムの活用を検討します。

2ページから3ページにつきましては、保険料の収納率向上対策の

推進になりますが、議題2の収納実施計画（案）において、詳細に説明しますので、割愛させていただきます。

4 ページをご覧ください。

3 医療費適正化対策の推進についてですが、療養給付費等の増加を抑制するため、（1）レセプト点検の充実、（2）医療費通知、

（3）ジェネリック医薬品使用促進通知、（4）医療費データベースの整備・活用、（5）第三者行為（国民健康保険法第64条）求償事務の実施、（6）療養費などの適正化、次ページ（7）保険者間調整を実施し、医療費の適正化を図ります。

（2）の医療費通知につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用によりマイナポータルでの医療費通知情報の閲覧が可能になりましたので、ホームページなどで周知を図っていきます。

（3）のジェネリック医薬品使用促進通知につきましては、令和4年度のジェネリック数量シェア目標値ですが、国の目標値は令和5年度末までに80%としていますが、既に本市では令和3年度実績で83%となっております。令和4年度は、3年度実績を勘案して84%とし、ジェネリック医薬品の使用を促進していきます。なお、昨年度第3回・第4回協議会開催時に、薬剤師の高杉先生から、現在ジェネリック医薬品の供給不足が続いている旨のお話をいただいております。ジェネリック医薬品に関する供給状況などについて、国の動向を注視します。

5 ページをご覧ください。

4 保健事業の充実についてですが、被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の増加を抑制するため、（1）人間ドック及び脳ドック助成事業の実施、（2）あんま・はり等助成事業の実施、（3）「健康を支える栄養学」による健康増進事業、（4）特定健康診査・特定保健指導、次ページの（5）データヘルス計画を実施し、保健事業の推進を図ります。

（4）の特定健康診査・特定健康指導につきましては、令和3年度に引続き、AIを活用した受診勧奨及び65歳未満の課税世帯に限り徴収していた1,000円の自己負担金を無料として実施し、第2期データヘルス計画に位置付けています令和4年度の目標受診率57%を達成できればと考えています。

6 ページをご覧ください。

5 最後にその他になりますが、①の適正な保険料の検討につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、被保険者への負担感等を考慮したうえで適切な時期に適正な保険料水準を検討していきます。

②の一般会計からの法定外繰入(赤字分)の削減に向けた施策の実施につきましては、やはり赤字の解消・削減につきましては保険料率の改定が必須となりますが、①で説明しましたとおり、コロナ禍などの状況を考慮したうえでの改定を考えていますので、改定までは事業財政健全化計画の中間評価に基づき必要な施策を実施していきます。

7 ページをご覧ください。

⑥の新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免についてですが、令和3年度に引き続き減免を行いますので、ホームページなどへの掲載、減免に関するチラシを納入通知書に同封し全世帯へ配布し周知を図ります。

⑦の新型コロナウイルス感染症に感染又はその疑いがあるために労務に服することができない場合の傷病手当金の支給についてですが、令和3年度に引続き傷病手当金を支給します。国の財政支援の対象となる期日についてですが、当該実施計画案では6月30日までと記述していますが、5月16日付け厚労省より通知がありまして9月30日までに延長されています。9月30日以降につきましては、国の動向を踏まえ延長の是非を検討します。

以上で、令和4年度流山市国民健康保険実施計画(案)の説明を終わりとさせていただきます。

引き続き、伊藤課長補佐から、「令和4年度国民健康保険料収納実施計画(案)」をご説明いたします。

保険料収納係長兼課長補佐の伊藤です。私からは保険料収納に関する事項について説明させていただきます。失礼して着座にてご説明いたします。

お手元の資料2<令和4年度国民健康保険料収納実施計画>(案)をご覧ください。

それでは、1ページをご覧ください。まず、1点目の基本方針に基

づき実施計画が立てられています。2点目では令和4年度の目標収納率が設定されており、現年度分は95.82%、繰越分は44.02%で、前年度の見込み収納率と比べますと、現年度分がプラス0.62%、繰越分はプラス2%となっています。

3点目は目標収納率を達成するための重点施策となっていますが、昨年度と異なるところは(3)「納付環境の整備」に新たに導入したクレジットカード納付サービスとキャッシュレス決済について明記し、また、(8)「財産調査について」と(9)「滞納整理資料の電子化について」を追加しています。追加事項の(8)「財産調査について」ではより合理的で迅速な調査を目的としています。(9)「滞納整理資料の電子化について」は納付誓約書や財産調査結果等の紙資料をスキャナーで読み込み、電子データ化し、滞納整理の迅速化、保管場所の省スペース化等を目的とするものです。

次に4点目では令和2年度及び令和3年度の収納率、口座振替加入率等が記載されています。

5点目の収納率向上対策では、内容については昨年度と変更はございませんが、引き続き、収納率の向上及び滞納繰越額の減少に努めてまいります。

以上で令和4年度国民健康保険料の収納に関する実施計画について説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から議題1「令和4年度流山市国民健康保険実施計画(案)について」、議題2「令和4年度国民健康保険料収納実施計画書(案)について」の説明がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

(議長)

私の方から、実施計画案の6ページの5番その他の中で、非常にいい文章なんだけど少し引っかかっているのは、適切な時期に適正な保険料とあるが、具体性が見えないんだけどもこれについていかがですか。

(事務局)

今の経済状況を考えますと、コロナの影響または昨今で言いますと、ウクライナ情勢で原材料の物価・原油価格の上昇がありますので、市民の方の負担が大きくなることは私どもも認識しております。

コロナも沈静化してある程度経済状況も回復してからではないと保険料改定は難しいのではないかと考えておりますので、状況を見極めた上で適切な保険料にしていくということです。決してこのまま保険料を上げないということではございませんのでよろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

(委員)

収納率向上に向けて、いろいろ大変だと思い、ありがたく思っております。

口座振替が原則だと思うのですが、クレジットカードではどれくらい収納されているのでしょうか。

(議長)

只今、収納実施計画の収納率の件についてありましたが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

令和2年度の実績となりますが、クレジットカードの納付金額が約3,547万円、全体の収納額から約1%となります。

ラインペイ請求書払いですが、こちらは令和3年度のデータで令和4年1月末時点となりますが、金額にして1,008万円の収納でして率にして1%に満たない数字となります。ちなみに令和2年度は780万円でした。

(委員)

ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

(議長)

その他、ございますでしょうか。無いようなので、議題1・2を終了します。事務局には、計画に沿った滞りない事務の遂行をお願いします。

事務局から説明のありました、令和4年度国民健康保険実施計画(案)の(案)を取ることと令和4年度国民健康保険料収納実施計画(案)の(案)を取ることについてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(議長)

続きまして、次第のその他になりますが、報告事項があるとのことで、事務局からお願いします。

(事務局)

令和3年度中に改正しました「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の内容について、ご報告いたします。

本日、配布しました「その他報告資料」をご覧ください。

まず初めに、令和3年12月議会にて可決されました出産育児一時金の額に係る改正について、ご説明いたします。

この改正につきましては、産科医療保障制度が見直され当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられることに伴い、健康保険法施行令等の一部改正に併せ、出産育児一時金の額を改めるため、改正を行ったものです。

産科医療保障制度とは、分娩の際、生まれてきた子供が重度脳性麻痺になった場合にその家族の経済的負担の軽減を図るための補償や脳性麻痺発症の原因分析を行い、再発防止を図る制度です。

出産育児一時金の総額等についてですが、産科医療保障制度の掛金の引下げに伴い加算額を引き下げることになりますが、現在の出産育児一時金の総支給額42万円について、厚生労働省の審議会において、少子化対策としても、この額を維持すべきとされたことを踏まえ、現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げる健康保険法施行令の一部改正が行われました。

出産育児一時金は、国民健康保険法上、任意給付とされており、給付にあたっては条例に定めることとなっています。本市におきましても、その額は、原則としては、健康保険法施行令で定める額と同額としてきたところであり、健康保険法施行令等の一部を改正する主旨を踏まえまして、出産育児一時金の支給額を改正したものです。

表をご覧ください。改正の概要についてですが、改正前の

「404,000円」を改正後は、「408,000円」に改めます。また、加算額につきましては、3万円を上限にして規則で定める額と規定されていますので、参考となりますが、本市規則に定めている額を改正前「16,000円」を改正後は「12,000円」に改正しています。

出産育児一時金の支給に係る財源につきましては、支給額の2/3が一般会計からの法定内繰入金、残りの1/3が保険料により賄われております。

施行期日につきましては、令和4年1月1日からです。

なお、一部政党より出産育児一時金の充実など妊娠・出産にかかる費用などの経済的負担の軽減について岸田首相に提言していますので、今後、国の動向を注視していきます。

次に、令和4年3月議会にて可決されました、1点目の未就学児の均等割保険料の軽減について、ご説明いたします。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和4年4月1日から子育て世代の経済的負担軽減の観点から未就学児の均等割保険料を5割減額する措置が講じられることとなりましたので、本市におきましても、この主旨に即すべく必要な改正を行ったものです。

対象者につきましては、小学校就学前の被保険者になります。

軽減額につきましては、未就学児に係る均等割保険料を5割減額します。本市の場合ですと、医療分・後期高齢者支援金分の被保険者均等割保険料の合計額は24,700円ですので、5割軽減後は12,300円になります。また、低所得世帯に対して講じられています応益保険料の軽減措置が適用となる世帯に属する未就学児の軽減割合は最大で8.5割の軽減になります。

次に2点目の被保険者の適用除外について、ご説明いたします。

児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものを被保険者としなことを規定する改正を行ったものです。

当該児童については、児童福祉法に基づく医療費の公費負担が別途行われていることから、国民健康保険の被保険者としなものです。

(2) 施行期日についてですが、令和4年3月22日からです。

以上で説明を終わりとさせていただきます。

(議長)

事務局説明ありがとうございました。条例等の改正について事務局から説明がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

無いようですので以上をもちまして、その他は終了させていただきます。

本日の議題はすべて終了いたしましたので、令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。